



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

官報  
目次

〔政令〕

- 薬事法施行令の一部を改正する省令
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令
- 特定農業加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令
- 公文書等の管理に関する法律施行令
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令
- 平成二十七年度産業基準の栽培区域及び栽培面積を定める件
- 平成二十七年度産業基準の収納価格を定める件
- 薬事法施行規則第一百六条の第二項第一項に規定する手数料の納付を正する件
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第二項の場所を定めた件の一部を改正する件
- 公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の場所を定めた件の一部を改正する件
- 厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件
- 薬事法第五十条第十号の規定に基づき慣習性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件
- 粗糖の平均輸入価格等を定めた件
- 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件
- 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する件
- 薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件
- 平成二十七年度産業基準の栽培区域及び栽培面積を定める件
- 平成二十七年度産業基準の収納価格を定める件
- 薬事法施行規則第一百六条の第二項第一項に規定する医薬品及び期間を定める件
- 公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を正する件
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の指定した件の一部を改正する件
- 医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
- 政治資金適正化委員会の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件
- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件
- 医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件

〔省令〕

- 薬事法施行令の一部を改正する省令

〔告示〕

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令
- 特定農業加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令
- 公文書等の管理に関する法律施行令
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令
- 平成二十七年度産業基準の栽培区域及び栽培面積を定める件
- 平成二十七年度産業基準の収納価格を定める件
- 薬事法施行規則第一百六条の第二項第一項に規定する医薬品及び期間を定める件
- 公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を正する件
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の指定した件の一部を改正する件
- 医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
- 政治資金適正化委員会の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件
- 薬事法第五十条第十号の規定に基づき慣習性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件
- 粗糖の平均輸入価格等を定めた件
- 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件
- 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する件
- 薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件
- 平成二十七年度産業基準の栽培区域及び栽培面積を定める件
- 平成二十七年度産業基準の収納価格を定める件
- 薬事法施行規則第一百六条の第二項第一項に規定する医薬品及び期間を定める件
- 公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を正する件
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の指定した件の一部を改正する件
- 医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 財務省

〔官廳報告〕

公証人任免（法務省）  
労働

最低賃金の改正決定に関する公示  
(高知労働局最低賃金公示)

国家試験

国会議員政策担当秘書資格試験合議会  
(国会議員政策担当秘書資格試験委員会)

第十回紛争解決手続代理業務試験の実施について（厚生労働省）

平成二十六年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施に関する公示  
(国土交通省)

第五十六回原子炉主任技術者試験口答試験合格者（原子力規制委員会）  
(国土交通省)

〔公告〕

諸事項

官廳  
賃貸住宅管理業者の登録抹消関係  
裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
会社その他

船舶安全法に基づく型式承認等をした件（農林水産・環境八）  
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通九一九、九二〇）

本日公布された法令の「あらまし」は、  
次のページに掲載されています。

別表第一の二の1の表合計の項を次のように改める。

合計	三一七	八四二	四一四
別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。	五一五		六六九
施設の整備に要する経費			
別表第一の三の表設備の整備に要する経費の項を次のように改める。	二六一		五二
設備の整備に要する経費			
別表第一の三の表合計の項を次のように改める。	七七六		一、一九〇
合計			

附則

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百六十四号

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第四条第五項第四号の規定に基づき、薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品(平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎恭久

第一号中(6)を削る。

○厚生労働省告示第三百六十五号

あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十二条の規定に基づき、平成二十六年十月一日から平成二十七年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎恭久

一 けし耕作者

岡山県美作市

栽培 区域

栽培 面 積  
三・〇〇アール

二 甲種研究栽培者

栽培 区域

栽培 面 積  
三・五九アール

三 北海道名寄市

栽培 区域

栽培 面 積  
一・五〇アール

四 茨城県つくば市

栽培 区域

栽培 面 積  
一・〇〇アール

○厚生労働省告示第三百六十六号

あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第三十二条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、平成二十七年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一千グラムにつき二十三万五千円と定めるので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎恭久

○厚生労働省告示第三百六十七号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一百六十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第一百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎恭久

薬事法施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間

第一条 薬事法施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品は、別表上欄に掲げる成分並びに当該成分の水和物及びそれらの類似を有効成分として含有する製剤とする。

第二条 薬事法施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間は、同項に規定する区分等表示変更医薬品に有効成分として含有される別表上欄に掲げる成分(当該成分の水和物及びそれらの類似を含む。)に応じ、同表下欄に掲げる日から起算して一年間とする。

別表	一般名	適用日
メキタジン	平成二十六年九月二十六日	
ケトチフェン・ナファゾリン	平成二十六年十月三日	
ベクロメタゾンプロピオニ酸エステル	平成二十六年十二月七日	

○厚生労働省告示第三百六十八号

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品(平成十七年厚生労働省告示第二十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎恭久

(947) リパスジル

第八号中(941)を(945)とし、(943)から(998)までを(948)から(1003)までとし、(942)を(946)とし、その次に次のように加える。

(835) ボスチニア

第八号中(930)を(933)とし、(638)から(829)までを(836)から(944)までとし、(831)を(834)とし、その次に次のように加える。

(640) バニズレビル

第八号中(636)を(638)とし、(638)から(635)までを(641)から(832)までとし、(637)を(639)とし、その次に次のように加える。

(411) スボレキサント

第八号中(408)を(409)とし、(40)から(407)までを(40)から(408)までとし、(39)の次に次のように加える。

(40) アナグレリド

○厚生労働省告示第三百六十九号

独立行政法人医療機能評議会(平成十四年法律第九十二号)第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品(平成十六年厚生労働省告示第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

厚生労働大臣 塩崎恭久